

1 - 1 - 24 提出書類

- 1．受注者は、設計図書に定める提出書類を指定の期日までに、発注者に提出しなければならない。これに定めのないものは、監督員の指示する様式によらなければならない。
- 2．契約書第1条第~~6~~5項の規定による書面は、契約図書の定め、又は発注者若しくは監督員の指示がある場合を除き、「請負工事協議等（録）」（第7編 様式 - 21）によるものとする。
- 3．受注者は、工事施工に必要な関係書類（請負工事協議等（録）及びその他会議・打合せ等の議事録の速やかな作成を含む）を常に整備し、監督員の指示するものについてはその期日までに提出しなければならない。
- 4．受注者が、監督員若しくは発注者に提出する書類で様式が定められていないものは、受注者においてその様式を定め、提出するものとする。ただし、監督員若しくは発注者がその様式を指示した場合は、これに従わなければならない。
- 5．受注者は、書類の提出、または提示を監督員が請求した場合、これに従わなければならない。また、提出等書類（監督員からの返還書類含む。）は一括して保管しておくものとする。
- 6．受注者は、自ら立案実施した創意工夫や地域への貢献として評価できる項目について、工事完成時までに所定の様式（様式 - 46）により、監督員に提出することができる。